

1 母子・父子及び寡婦福祉制度の概要

【調査の目的】

本調査は母子・父子及び寡婦福祉に係る県、市町、市町社会福祉協議会及び市町母子寡婦福祉会の令和8年度に実施する事業等の状況を把握して、今後の取り組みの参考とするため実施したものです。

【調査内容】

調査対象及び調査内容は次のとおりです。

県	三重県貸付金制度 県内町（多気町を除く）の実施事業
市町	実施事業①（国、県補助事業） 実施事業②（市町単独事業）
市町社会福祉協議会	実施事業
市町母子寡婦福祉会	組織概要 実施事業

【掲載内容】

調査結果は次のことを留意して取りまとめました。

- 原則として各団体からの回答を、記載しています。（一部、全体の整合を図りました。）
- 団体のご希望により掲載されない内容があります。

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（三重県）

母子・父子及び寡婦福祉資金貸付金制度は母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立を図る制度として無利子または低利で資金を貸し付けるものです。

① 母子福祉資金貸付金

貸付対象（借受人）

- ア．母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの）
- イ．父母のない児童（20歳未満）

② 父子福祉資金貸付金

貸付対象（借受人）

- ア．父子家庭の父（配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの）
- イ．父母のない児童（20歳未満）

③ 寡婦福祉資金貸付金

貸付対象（借受人）

- ア．寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であったもの）
- イ．40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

① 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父、又はその児童を養育している人に支給されます。

(公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できなかったが、平成 26 年 12 月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できる。)

② 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入していた方が亡くなった場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方：

年額 847,300 円＋子の加算（第 1 子・第 2 子 各 243,800 円、第 3 子以降 各 81,300 円）

公共職業安定所等の紹介により母子家庭の母等又は父子家庭の父（児童扶養手当受給者）等を継続して雇用する（短時間被保険者を含む）事業主に対して支給されます。

① ひとり親家庭等医療費助成制度（市町）

病院等で診療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分について補助されます。

対象者：18 歳年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭等の母又は父及びその児童
父母のいない 18 歳（18 歳の誕生日直後の 3 月 31 日まで）までの児童
（市町によって、制度内容は異なりますので、8 ページをご覧ください。）

ひとり親家庭又は寡婦が、修学や疾病等により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合、または生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、必要な介護、保育等の支援を行います。

※派遣支援員の手当は、時間給手当が支給される。（援助内容によって、時間給は異なる。）

※利用するにあたって費用がかかる場合がある。(金額は実施する市町により異なる。)

※ 実施していない市町がある。

③ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（県、市町）

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するため、各種事業を実施しています。

居住する自治体により、町（福祉事務所を設置していない町）は県事業、市及び福祉事務所を設置している町は市町事業として実施しています。市町事業は、実施の有無の確認が必要です。

- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進費給付金事業

④ ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業（県）

町に居住する、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高卒認定試験の合格をめざし民間教育機関が実施する講座を受講する費用の一部を助成します。

⑤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（県社会福祉協議会）

看護師や介護福祉士などの就職に有利な資格取得のために養成機関などで修業するひとり親家庭の親の自立と負担軽減を図るため貸付をする制度で、入学準備金と就職準備金があります。

⑥ 母子・父子自立支援プログラム策定事業（市町事業は、実施の有無の確認が必要）

(4) 三重県母子寡婦福祉連合会

母子寡婦の福祉増進を図るため各種事業を実施しています。

＜主な事業＞

- ① 研修事業 指導者研修会 他
- ② 交流事業 ひとり親家庭寡婦交流事業
- ③ 交換事業 ひとり親家庭情報交換事業
- ④ 資金貸付 母子及び寡婦に対して限度額 20 万円以内、償還期限は 1 年以内
市町母子寡婦福祉会を通じて申込

(5) 三重県母子・父子福祉センター

母子及び父子家庭の福祉を増進するために津市に設置しており、（一財）三重県母子寡婦福祉連合会が指定管理者として運営しています。

＜主なセンター事業＞

- ① 相談事業 一般相談 カウンセラー相談 弁護士法律相談 AI チャットボット
- ② 研修事業 母子父子自立支援員研修 ひとり親家庭福祉協力員研修 他
- ③ 就労支援事業 就職あっせん パソコン講習(ワード エクセル 他) 初級簿記講習
情報提供